

三条市三世代同居推進 リフォーム資金利子補給金

三世代同居を推進することにより、安心して子どもを産み育てられ、高齢者が孤立することなく生活できる住環境を整えることを目的として、住宅リフォーム工事に必要な資金の融資を銀行などから受ける方に対し、利子の一部を補給します。

主な要件

- ① 三世代が同一の住宅に居住、又は居住予定であること
- ② 市内事業者(支店、営業所含む。)が施工する対象経費200万円以上の工事であること
- ③ 1戸建住宅であること(賃貸住宅は対象外です。)

補給金額の目安

対象資金 の上限額:1,000万円

利子補給率:1%

交付期間:5年間

例:銀行から1,200万円を1.2%の利率で借りた場合、対象金額1,000万円の利子の内、1%分が1年間で約10万円、5年間で合計約50万円の利子補給を受けることができます。



申請受付窓口・問合せ先

三条市 建設部 建築課 審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話:0256-34-5727

※建築課窓口またはホームページにある申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

三条市役所ホームページ(<https://www.city.sanjo.niigata.jp/index.html>)内から、

「各課一覧(バナー)>建築課>三世代同居推進リフォーム資金利子補給金事業」
とお探してください。

